

第2期中期目標期間の終了時の検討および措置について

1 根拠法令（地方独立行政法人法）

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第79条の2 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第78条の2第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2 第2期中期目標終了時の検討および措置

平成30年度に実施した評価委員会による第2期中期目標計画期間の業務実績見込評価において、「第2期中期目標期間における業務実績は妥当な内容であり、中期計画の実現に向けて良好に進んでいる」と評価しており、平成30年度に法人において受検した認証評価機関による大学機関別認証評価についても「大学評価基準を満たしている」との評価を受けていること、また、構成市町に関わる各種の取り組みにより地域への貢献が認められることから、広域連合としては、2市1町が有する意義ある公立大学として、引き続き構成市町との連携の下、法人に業務を継続させることとする。

また、各評価により、意見・指摘や改善が必要と判断される下記の事項について、大学法人に対し、中期計画、年度計画および今後の取り組みに反映させるよう要請する。

〔各評価による意見・指摘・改善点〕

- ・学生の受け入れについて、短・中期的に少子化への対応を考える必要がある
- ・産・官・学・金の協力のもと、さらなる研究推進に向けた支援の充実を図る
- ・道南地域をはじめとする地域連携・地域貢献のさらなる発展に向けた取り組みを推進する
- ・英語教育や英語授業の充実などグローバルな人材育成の取り組みを推進する
- ・グローバルな教育研究のための学术交流ネットワークの構築を推進する
- ・事務系職員の育成策、女性研究者への支援などについての取り組みを推進する
- ・博士後期課程において、入学定員充足率の向上を図る